

別表第一(第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 —	310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
再任	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
用職	16	253,100	340,900	452,700	
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
員以	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
外の	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
職員	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
	36	352,700			
	37	354,400			
	38	356,100			
	39	358,300			
	40	360,300			
再任用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考(一) この表は、次に掲げる者に適用する。

ア 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手

イ 県立の中学校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二(第5条関係)

中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 —	269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
再任	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
用職	16	249,000	305,100	421,900	
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
員以	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
外の	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
職員	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800		
	35		438,400		
	36		440,800		
再任 用職 員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第一の適用を受ける者を除く。)に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 —	円 —	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700	
	23			299,100	351,900	372,700	411,900		
	24			301,100	354,100	375,300	415,300		
	25			303,000	356,500	377,800			
	26			304,800	358,700	380,400			
	27			306,700	361,000				
	28			308,700	363,200				
	29			310,600					
	30			312,500					
	31			314,400					
	32			316,200					
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200

備考 この表は、事務職員に適用する。

別表第四(第5条関係)

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 —	204,700	227,900	264,300
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200
再任	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500
用職 員以	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300
外の 職員	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200
職員	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500
	24		294,800	353,300	376,900	
	25		296,600	355,600	379,200	
	26		298,300	357,600	381,700	
	27		300,200	359,700	384,300	
	28		301,900	361,800		
	29			364,000		
	30			366,200		
再任 用職 員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員は、施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十二年佐賀県条例第四十九号) 附則第三項及び第四項並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成十七年十二月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例第二十条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで若しくは第二十二条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関

等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号) 第四条第一項又は公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号) 第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあつては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十七年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。))にあつては、その新たに職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(佐賀県公立学校職員給与条例第十一条の四第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。))及びへき地手当(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号) 第十五条の規定による手当を含む。))並びに佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年佐賀県条例第四十三号) 第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の〇・四を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・四を乗じて得た額

(人事委員会規則への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

参考資料

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については、一万三千元、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人までについてはそれぞれ六千元(職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がない場合にあつてはそのうち一人については一万千円)、その他の扶養親族については一人につき五千円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(勤勉手当) 第二十一条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職</p>	<p>(扶養手当) 第十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については、一万三千五百円、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人までについてはそれぞれ六千元(職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がない場合にあつてはそのうち一人については一万千円)、その他の扶養親族については一人につき五千円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(勤勉手当) 第二十一条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職</p>

<p>員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)</p> <p>において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の七十五(特定幹部職員にあつては、百分の九十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては、百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)、十二月に支給する場合においては、百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p> <p>別表第一~別表第四 略</p>	<p>員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)</p> <p>において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の七十(特定幹部職員にあつては、百分の九十)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p> <p>別表第一~別表第四 略</p>
---	--

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷

